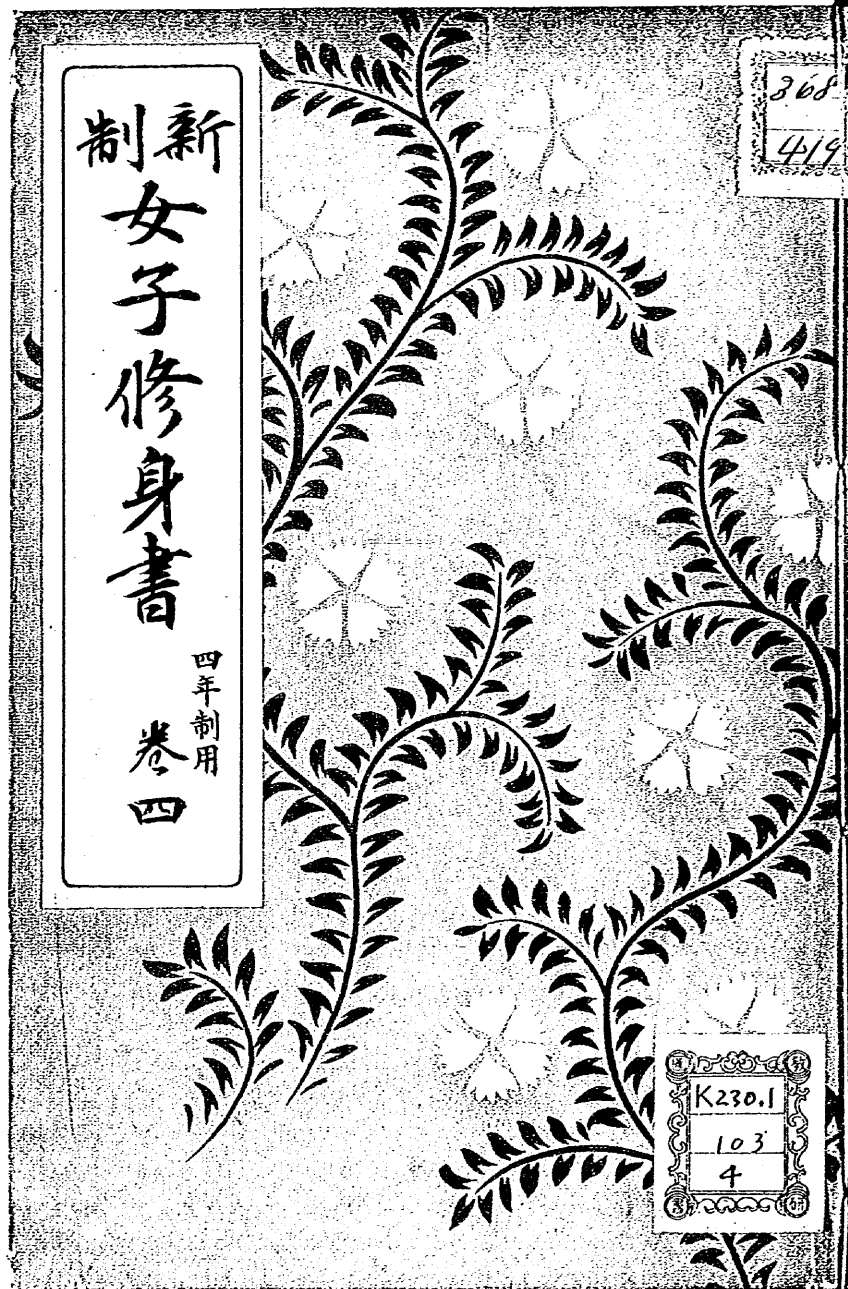
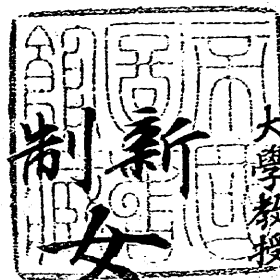




K230.1

103

4



廣島文理科
大學教授
文學博士
勝部謙造著

四年制用



東京
大阪
英進社發行

神 勅

葦原千五百秋之
瑞穗國是吾子孫
可王之地也宜爾
皇孫就而治焉行
矣實祚之隆當與
天壤無窮者矣

(日本書紀)

葦原の千五百秋の瑞穗國はこれ
吾が子孫の王たるべき地なり
宜しく爾皇孫就て治らせさき
く實祚の隆えまさんこと當に
天壤と窮まりなかるべし

御 誓 文 (明治元年戊辰三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

勅 語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス
ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣
民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ
其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ
永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明
ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺
ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ
治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自
彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳ト
シテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本

近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ
倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾
フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣侯爵桂 太 郎

詔 書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作
シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサ
セラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖祖宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭
示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠
ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ
興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災
變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ
輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セム
コトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆
國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張

ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜
ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ
浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ
人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制
ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏
業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民
ノ協翼ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾
臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
以下各國務大臣 副署

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大
權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖
宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考淑聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ內文教ヲ敷キ外
武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ
皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ
聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛
極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ

廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル
唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル
輒近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經
濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ
舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃
クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ
我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中
外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスル
ヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通

ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和
シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是
レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニ
シ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司
其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬
ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼
セヨ

御即位禮當日紫宸殿ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴リ以テ天職ヲ治メ隆スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

教育ニ關スル御沙汰

(昭和三年十二月十日)

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制
ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘ
リ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申
明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ
以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ
伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能
ク朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコ
トヲ務メヨ



明治天皇御製

とこしへに民やすかれと祈るなる
わが世をまもれ伊勢のおほかみ

昭憲皇太后御歌

神風の伊勢のうちのみやばしら
ゆるぎなき世をなほ祈るかな

新女子修身書 四年制用 卷四

目次

第一 人格の價值……………	一
●人格の意義——●人格の尊重——●人格の價值——●人格の修養	
第二 日本の女子……………	七
●貞淑——●謙抑——●母性愛——●日本の女子	
第三 男性と女性……………	一四
●男尊女卑の思想——●兼好の女性觀——●「女王の國」——●男性と女性	
第四 夫婦の道……………	二〇

●天姑相和シ——●良妻は銅像の礎を築く——●逆境に處して——
●貞操——●結婚は人生の大典——●舅姑等に對して

第五 母の力

●エレン・ケーの言——●賢母の感化——●慈母子を敗る——●愛の鞭

第六 社會

●社會人——●社會の意義——●共存共榮

第七 良心

●道德の大法——●良心の意義——●良心の働き——●良心の權威——●良心の發達

第八 行爲と品性

●行爲の意義——●行爲の過程——●品性——●行爲と品性

第九 模擬と獨創

●模倣——●獨創——●獨創的精神涵養の工夫——●ドイツの家庭生活——●獨創の機會

第十 人類愛

●人類愛——●日本精神の平和主義——●國史の跡——●人類愛と祖國愛

第十一 我が國民性

●國民性と國民精神——●國民性の知識——●國民性の由來——●我が國民性の長所と短所——●私達の反省

第十二 我が國民道德

●國民道德の意義——●我が國民道德の二大特質——●忠孝一致——●忠君愛國の一致

第十三 惟神の道

●惟神の道——●神勅——●敬神崇祖

第十四 教育に関する勅語發布の由來……………七

●建國創業と明治維新——●西洋文化の輸入——●幼學綱要の頒布——●思想界の混亂——●教育勅語の頒發

第十五 教育に関する勅語の精神……………一〇

●第一段——●第二段——●第三段——●第四段

第十六 日本の使命……………一〇三

●人類の文化——●東洋文化と西洋文化——●我が國の地位——●生命の進出力——●日本の使命——●太平洋時代

目次終

新制 女子修身書 四年制用 卷四

第一 人格の價值

●人格の意義

人格とは「人たる所以の資格」であります。然らばその資格とは何でせう？

人格は自覺を有してゐます。即ち千變萬化する我を同一の我と認識する働きがあります。次に人格は統一的な活動をします。昨日の我と今日の我と同一の我と考へ、自分の爲した事に責任を有つてゆけます。第三に人格は理

想を有し、自由活動によつてこれを實現しようとしています。要するに自意識があり、責任の主體として自律的活動をするものが人格であります。従つて同じく人と言つても小兒のやうなのは人格の未成者であり、精神病者のやうなのは人格の分裂者であつて、これらは人格あるものと稱することは出来ません。

●人格の尊重

以上、人格の意義から見て、男女老若、貴賤貧富の別なく、すべて人格を有する點に於ては平等であります。私達は小兒や精神病者の行爲に對して責任を問はないのは、相手の人格を認めないからであります。之に反して極悪人の行爲でもこれを責めるのは、その者を以て一箇の人格を有す

るものと考へるからでありまして、責任を問ふのは即ちその者の人格を認むる所以であります。

私達は互に人格を尊重しなければなりません。

自ら自己の人格を尊重して、自律的に活動することを努むると共に、他人の人格價値を認めてその自由意志を尊重しなければなりません。

東郷大將の母は、お子様方が寢て居られる時、用事があつて其の部屋を通られる折は、決して枕許を通過されることなく、どんなにお急ぎの時でも必ず足許へ迂回されたといふことです。

「將來御國のために忠臣義士たらしめんとする者の頭上を歩む如きは、之を輕んずることとなれば、親といへども愼むべきことなり。」

●人格の價值

これが大将の母の信條であります。(母姉の修養による)

人格を平等とするのは、その本性の上から見たものであります。しかし、その發揮の程度は人毎に異つてゐます。即ちその活動の高低、深淺、廣狹などの程度に應じて、高い人格、低い人格、偉大な人格、狭小な人格などの差異を生ずるの言ふまでもありません。要するに、すべての正常人は人格的可能性を有する點に於て平等であり、可能性實現の實體としては不平等であるといふことに歸着します。

責任感とは人格の高下を計る尺度であります。修養によつて人格が高まつてゆけば、嘗ては自分の責任以外に思つてゐた事までも責任を感じるやうになります。吉田松陰は至誠を以て



吉田松陰

國事に奔走し、遂に幽囚の身となり、刑場の露と消えましたが、彼は決して世を呪ひ人を咎めることを爲さず、至誠未だ足らず、天地を感動せしめることが出来ないで、このやうな厄難に陥つたのは洵に相濟まぬことである。と言つてゐます。佐久間艇長がその遺書に「謹ンデ陛下ニ白ス。我部下ノ遺族ヲシテ窮スルモノ無カラシメ給ハンコトヲ。我が念頭ニ懸ルモノ之アルノミ」と記されてゐるといひ、二人の愛子を失つた乃木大将が「これぞ武門の面目」とステツセルに答へられた心事といひ、私達はこれら崇高偉大な人格に對して、感激の情に襟を正さざるを得ません。

◎人格の修養

ゲーテは「絶えず擴大する圓」といふ語で人格の發展を形容してゐます。人格の發展は同心圓が次第にその圓周を擴大するやうなものであります。私達は入學當初より一年と修養を重ねて、人格の圓周を擴大し、今や高等女學校の第四學年に進みました。私達は今、上級生として全校生徒の代表等の如き觀があり、その一舉一動は直ちに下級生に影響し、延いて學校の榮辱に關することが少くありません。且この一年を終つて更に上級學校に進む者も、直ちに家事に従事する者も、均しく實際生活に近づいてゐるのでありますから、その責任の重大なるを自覺し、學年の初頭より一層研學と修養に盡して、以て有終の美を濟さねばなり

ません。

第二 日本の子

●貞淑

日本の女子の特徴の第一は貞淑であることです。貞淑とはしとやかで出しやばらないことです。日本の女子は常に控へ目にしておとなしいのを、その美德としてゐます。

日本の女子のしとやかなことは神代以來の美風です。天地開闢の初伊邪那岐伊邪那美の二神が淤能碁呂島で大八洲國を修理り固め成される前に、御殿の柱をお廻りになつたのですが、どうしたはづみか廻り合された時に伊邪那美命が先づ「あなにやしえをとこを（嗚呼立派な男子よ）

と言はれました。この時、伊邪那岐命は、「女が先に物言つたのはよくないことだ」と思はれましたが、仕方がないので後から、

「あなにやしえをとめを（嗚呼美はしい處女よ）」

と仰せられました。これが日本の一番古い歌——夫婦唱和の歌です。

さて、先づお生み遊ばされたお子様を水蛭子と申し、次を淡島と申します。二神はお歎きになつて高天原へ上つて神々に御相談になりますと、神々は、

「女が先に物を言つたから善くないのだ。還つてもう一度言ひ直せ。」

と仰せられたので、二神は淤能碁呂島へ還つて、又柱を廻つて、今度は伊邪那岐命が先づ唱へられ、次に伊邪那美命が仰せられて、此の大八洲國をお生み遊ばされたのであると『古事記』に傳へ

られてゐます。

「天唱へて婦従ふ」——これが日本古來の美風であります。

日本女子の第二の特徴は謙抑の徳を具へてゐることです。謙抑とはたしなみのあることです。喜怒哀樂の情を抑へて、おもてに表はさないことです。日本の女子は嬉しいことがあつても、さう高聲に笑はず、悲しくても人には涙一滴見せないたしなみがあります。

明治天皇の御製に

なよ竹はすなほならなむうつせみの世にぬけい
でむ力ありとも

と仰せられてあります。實力なしで唯、命これ従ふのでは

ありません。「世にぬけいでむ力」があつて、しかもしとやかにたいなみ深いところに、日本女子の美點が存するのであります。

山崎闇齋の門人三宅尙齋は、性剛毅で經學に秀でてゐました。はじめ阿部侯に仕へて世子の傳かたしとなりましたが、屢諫めたので遂に禁獄かじくされました。

尙齋は禁獄に遭ふ前に、老母と二人の子供を其の夫人に託して金二十片を與へ、母堂に孝養怠りなきやう懇ろに申し渡しました。後三年を経て免されて家に歸り、相見えて一家安全を喜んだ時、夫人は先に託された金を夫の前に返しましたから、尙齋は大いに怒つて、

「こは何事であるか。かく返金する上からは、母君は定めて窮

した生活をなされたことであらう。汝の不孝は許すことが出来ぬ。」

と、ひどく罵りますと、夫人は靜かに夫を制して、

「母君の孝養は心の及ぶ限り盡しました。我が身は人の爲に雇はれ、其の得た價をもつて事へ申しましたから、此の金は今日のやうに禁を許され給うた時の用にもと思つて蓄へて置きました。御身が囚こはれとなり給うては定めし苦しい御事と存じ、我等三人は、冬は綿の衣を身につけず、夏は蚊帳を室に入れなかつたが、母御の御爲には、乏しき様の事は致しませぬ。」と答へましたので、尙齋は大いに感じ、深く其の勞を謝して喜んだといふことであります。（偉人洗心録による）

●母性愛

日本女子の第三の特徴は母性愛の強いことです。「子に

生きる——これが日本の女子の生命であります。前にも述べましたやうに、西洋の家庭は夫婦關係が主であります。我が國の家は親子本位であります。「子に運ぶ親の心、坐ながら千里萬里も行く」——子供の爲には我が身のなり容も、自由も享樂も犠牲にします。否、生命を捨てゝも願ひないのが日本の女子の強味であります。

赤染衛門の子舉周が病に罹り、すでに危篤に瀕しました。時に衛門、

かはらんと祈る命は惜しからでさても別れむことぞ
悲しき

といふ一首の和歌を幣帛へいおくに書いて住吉の社に奉りました。「我が子の身代りにと祈る我が一身は毛頭惜しくはありませんが、

さて子が幸に助かりましても、私は可愛い子と別れねばなりません。それが悲しうございます——といふ意です。この歌を奉りましたら、神もあはれと思召されましたか、舉周の病氣は平癒し、母の衛門も無事でありました。(古今著聞集による)

⑤日本の女子

之を要するに(一)貞淑(二)謙抑(三)母性愛——い、と、や、か、で、た、い、な、み、が、あ、つ、て、子、に、生、き、る、こ、と、こ、れ、が、日、本、女、子、の、特、徴、で、あ、り、ま、す。然るに近年やゝもすれば、出しやばりで、だらしがなく、しかも家を外にする婦人を多く見受けるやうになりましたが、最近日本精神の高唱せられると共に、日本女子の自覺を喚起し、その眞面目まじめに還りつゝあることは、洵に喜ばしいことであります。私達はどこまでも日本の女子と

いふ立場を忘れないやうにしたいものです。

第三 男性と女性

●男尊女卑の
思想

「婦人は別に主君なし、夫を主人と思ひ敬ひ慎みて事ふべし。總じて婦人の道は人に従ふにあり。女は夫をもつて天とす、かへすくも夫に逆ひて天の罰を受くべからず。」

これは「女大學」——徳川時代に於ける女子修身書——の一節であります。

男子が社會的に優越の地位を占めてゐる時代に、男尊女卑の思想の行はれるのは蓋し已むを得ないことで、たとひ日本ばかりでなく、支那、印度さては西洋に於ても同様であり

ます。

儒教には七去三従の教があり、孔子も「女子と小人とは養ひ難し。」と言つて、女子を小人と等しなみに考へてゐました。佛教では女子は罪業深重のものとし、女子が成佛するには、男子に變化轉生した上でなくては出來ないと説いてゐます。

西洋で女子を尊敬する風の生じたのは、中世紀に宮廷の騎士が貴婦人を尊敬するやうになつてからのことでありますが、しかしこれは單に社交儀禮の上に止まり、政治上經濟上男子の勢力、地位を動かすことは無かつたのであります。

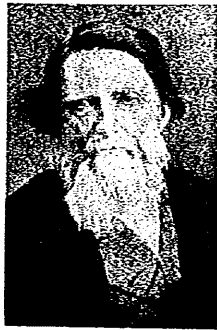
◎兼好の女性観

けれども、今では最早、男性・女性の間、に斯くの如き階級的差別観の存在する理由はありません。

「女の性^{こころ}は皆ひがめり。人^{ひと}我^{われ}の相^{あひ}ふかく、貪^{ねえ}欲^{よく}甚^こしく、物の理^{ことわり}を知らず、たゞまよひの方に心も早くうつり、詞もたくみに、くらしからぬことをも問ふ時はいはず、用意あるかと思れば、又あさましき事まで問はずがたりにいひ出す。ふかくたばかりかざれる事は、男の智恵にもまさりたるかと思へば、その事あとよりあらはるゝを知らず。すなほならずして拙きものは女なり。」

と、徒然草の作者は女の短所を多く挙げ列ねてゐます。必ずしもすべてが當つてゐるとはいへませんが、私達の大いに反省すべきことばであらうと思ひます。

◎「女王の園」



ラスキンス

ラスキン^{ラスキン}の「女王の園」のうちに次のやうな一節があります。「男子は活動的にして進歩的なり。されば男子は事を始め業を起すに適すると共に、發見者たるに適し、戦の人たるに適す。然るに、女子は戦ふ人にあらずして治むる人なり。されば、秩序を保ち、平和を與へ、正しき判斷を下すに適す。即ち物の性質を見分け、其の得失を察し、其の關係を考ふるに長じ、決して戦はず争はずして、しかも能く終局の勝利を制す。」

男子は大膽に廣き世界に闊歩し、危険を冒して自己の力を試みんとするが故に、失敗を招き過失を生じ、また往々にして敵を作る。男子は傷つけられ、辱かしめられ、迷はされて、其の度ごとに自己の心性を鍛鍊す。しかも家

に歸れば妻の保護あり。妻の守れる家には危険なく、誘惑なく、過失なく、又決して敵もなし。家庭は實に平和の場所なり。家庭は外界の敵を防ぐのみならず、疑惑、恐怖、不和等の忌むべきことの襲來を防ぐ所なり。若し然らざれば、決して之を家庭と稱する能はず。何となれば世間の不安なる状態が、家中にまで影響することあらば、それは家庭にあらずして、世間の一部分なり。

要するに眞の妻あるところに眞の家庭は存す。されば妻にして正しく家を治むる能はざれば、全く治めざるに劣る。之を以て婦人は賢からざるべからず。されど、自ら高むる爲に賢くなるにあらずして、己を犠牲にすることを得るが爲に賢からざるべからず。

⑤ 男性と女性

元來、男性と女性とは、人類として共通の性質を有すると

共に、又身體上、精神上に種々の特質を具へてゐます。

概していへば、男子は剛毅、果斷であり、能動的、進取的でありますが、女子は柔和、温順であり、受動的、保守的であります。女子の感情は鋭敏で、感受性が強いけれども、やゝもすれば目前の事實に囚はれ、感情に動かされ易い傾を有つてゐます。男子は細かい所に氣の附かぬかはりに、よく大局を洞察し、感動を統制して、意志を貫徹する力を有つてゐます。

しかし、以上の事實によつて、人間としての男女の價值を上下するのは誤つてゐます。男性と女性とは相俟つて人間生活を完うすべきものであつて、男子は男子たる處に人間としての價值があり、女子は女子たる所に人間としての

價值があります。もし男女各々その特性を缺いたならば、男性は男性の意義を失ひ、女性も女性の意義を失つてしまひます。要するに男性と女性の問題は決して尊卑を以て争ふべき性質のものでなく、男は男らしく女は女らしく、互にその人格を尊重して特有の天職を盡すことによつて解決せられるものであります。

第四 夫婦の道

●「夫婦相和シ」

易の「家人」の卦に、

「女は位を内に正し、男は位を外に正す。男女正しきは天地の大義なり。父父たり、子子たり、兄兄たり、弟弟たり、夫夫たり、婦

婦たり。而して家道正し。家を正して天下定る」と

とあります。夫婦の道は之を社會的に見ても、國家的に見ても極めて大切なことでありまして、夫婦がその道を盡さなければ家は治まらず、家が治まらなければ國が治まりません。教育に關する勅語に「夫婦相和シ」と仰せられてありますのは、夫婦相倚り相援けて、家の爲に盡すべきことを訓へ給うたものであります。

●良妻は銅像の礎を築く

「良妻は銅像の礎を築く」と言ふことがあります。古來偉人傑士と稱せられる人々の背後には、必ず良妻の内助の功があります。「妻は銅像の礎」で、その働きは、歴史の上には多く表はれてゐませんけれども、夫の事業の半ばは當然妻

の功績に歸すべきものであります。

英國のビーコンスフィールド侯ヂスレリーが、布衣より起つて遂に宰相の榮位を極めるに至つたのは、夫人の内助に負ふ所が多いのであります。

議會に於て彼が演説する時は、傍聽席にある夫人の眼光に勵まされ、政策を案ずる時は、常に慧敏な夫人の考案に負ふ所が多かつたといひます。實に彼は大半夫人の内助の功に依つて宰相となつたのであります。

嘗て英國女帝陛下から金冠を授かり且子爵に列せられようとした時、彼は之を固辭して、「臣の功でなく妻の功でございますから、願はくは妻にお授け下さい。」と申しました。

ジスレリーは妻に後れて死にました。その時政敵たるグラッドストーンは氏の生前の勳功を表彰し、之を國葬にしようとする。

しました。然るに遺族は、遺言に違ふから」とて斷りました。氏の遺言といふのは、

「我が死後は亡き妻の墓側に、亡き妻を葬つた時の如くにして葬れ。」

といふのであります。勿論夫人は國葬でなかつたからジスレリーも亦略式を以て葬られました。《世界偉人言行録》による。

「國亂れて良相を思ひ、家貧しくして良妻を思ふ」といふやうに、妻の内助の功は逆境に處して特にその效があらはれます。

小田原在に生れて七人の母に仕へた處女がありました。嫁した先は多忙の家。精勵の結果やうやく一家を新築しました。落成間もなく丸焼け！夫婦刻苦して再度家を興しました。

●逆境に處して

新宅が建つや建たずに、夫は肺結核の床に就きました。看護三年、藥石遂に效を奏せず、剩へ死後四千圓といふ負債が彼女に對する遺産でした。大抵の女なら、それでもうがっかりしてしまひます。

夫に別れ、四千圓の負債を擔つた寡婦は、次のやうに神に誓ひました。

「是非此の負債を済して亡夫に瞑目せしめたい。今一度！此の決心を把持する間は、願はくは加護を垂れ給へ。若し中途に挫折せば、神よ、わらはを癲病患者になし給へ！」

かくて彼女は稼ぎに稼ぎました夜を日について、日を夜についで。

十三年はいつしか過ぎました。

亡夫の第十三回忌を彼女は東京芝公園内、紅葉館で開いて亡

夫の知己を招きました。

「位牌が動きました！」と、彼女は語つたとやら。「氣のせみ、でせうね、氣のせみ、でせうがわたしは亡夫の位牌に向つて、『あなたもう御安心遊ばせ御負債は悉皆済しましたから……』と、かう申しました時、亡夫の位牌が動いたやうに見えました！」と。

その日、彼女は剃髪して「尼さん」となりました。

（花より實を取れによる）

◎貞操

偕老同穴の契といひますやうに夫婦は男女終生の結合であります。夫婦互に貞操を正しくすることによつて、家庭の幸福は生れ、家運の隆昌を期することが出来るのです。殊に女子の貞操はその既婚たると未婚たるとを問はず、生命と尊さを同じうし、今日の法律では、女子が貞操を蹂躪せ

結婚は人生
の大典

られんとした時それを護る爲に對手を殺傷しても、これを以て正當防衛と認められ、犯罪を構成しないことになつてゐます。

結婚は人生の大典です。一身一家の幸不幸を決定する重大事であります。「賢き夫人はその夫の冠であると共に、惡妻は六十年の不作である」といはれてゐます。私達はただ修學の途中にあつて、これらについての關係は少いけれども、よくその重大性を考へ將來この問題に出會つた時には、慎重の上にも慎重を加へ、決して一時の感情や空想に支配されることなく、健康性格境遇家柄血統等を考へ、親の地位や財産よりも、本人そのものに重きを置いて選擇しなく

てはなりません。又かゝる事は、父母・兄弟・親戚先輩の判斷と指導に従ふことの肝要なるは言ふまでもありません。若し不純な動機で輕率に定めるときは、悔を後年に殘すことが多くあります。

我が民法で定めた夫婦は、正式に結婚した一夫一婦に限り、その年齢は男子は滿十七歳、女子は滿十五歳としてゐます。しかし、これは最低限を示したもので、最近各國の結婚平均年齢によつて見ますと、男子はスエーデンの三〇・六五歳が最も高く、フランスの二六・七五歳が最も低く、女子はオランダの二七・九五歳が最も高く、日本の二三・〇五が最も低くなつてゐます。我が國では大體男子は二十四・五歳から三十歳位まで、女子は二十歳から二十四・五歳までを適當な年齢と見られてゐます。

●舅姑等に對して

(國名)	(男)	(女)	(差)
日本	二七・一八	二三・〇五	四・一三
佛蘭西	二六・七五	二三・五〇	三・二五
獨逸	二七・五八	二五・二五	二・三三
瑞西	二七・七九	二六・二八	二・〇三
瑞國	二八・三一	二四・四五	四・〇〇
伊太利	二八・四五	二五・九四	二・七七
西班牙	二九・六七	二五・二五	四・四二
加奈太	二九・六八	二七・九五	一・七三
和蘭	三〇・六五	二七・一四	三・五一
瑞典			

列國の結婚平均年齢

なほ我が民法では男子は三十歳未満女子は二十五歳未満で結婚する場合には家に在る父母の同意を得なければならぬことになつてゐます。しかしこの年齢もやはり最低限を示したものであります

て、實際の場合には年齢の如何に拘らず、父母先輩の冷靜周到な判斷に俟たなければなりません。

妻として夫の家に入れば、夫の父母、夫の兄弟姉妹に對して新たな關係が結ばれます。夫の父母に對しては我が父

母に對すると同じく孝養を盡し、夫の兄弟姉妹に對しては我が兄弟姉妹に對すると同じく友愛の情を盡すのは申すまでもありません。これを初めから分け隔ての心を以て對するから、感情の疎隔が次第に大きくなつて、遂には世間に往々見るやうな悲劇を惹起することになるのであります。

○ 昭憲皇太后御製

むつまじき中洲にあそぶみさごすらおのづからなる道
はありけり
松が枝にたちならびてもさく花のよわき心は見ゆべき
ものを

第五 母の力

●エレン・ケ
ーの言

スエーデンの女流思想家エレン・ケーは、



ーケンレエ

人類が現在に於ける一切の努力は善き人種を作るにある。善き人種は児童によつて決定されるし、人間の一生を支配するのは児童の時代である。されば児童を生み、育て、教育する母性は

は太陽の如く神聖である。

と言ひました。「母の力」は太陽の如く神聖であり、偉大であり、崇高であります。

●賢母の感化

古來の偉人が父母の感化によることは、東西その揆を一

にしてゐます。

楠木正行の母近江聖人の母、高崎正風の母のことは私達の既に學んだ所です。

セント・オーガスチンの母モニカは賢母として名高い人です。オーガスチンがその壯時頗る放埒な人であつたのが、終に古今の大聖となつたのは偏に母の感化にあります。オーガスチン嘗て人に語つて、

「わが有するすべての物は皆母の賜物である。わが眞理を愛するに至つたのは全く母の教育による。罪と不運との爲に早く死ぬべくして死ななかつたのは、母が予の爲に久しく信實の涙を流して之を神に贖ひ給うたからである。」

と言ひました。獨逸の詩人ゲーテの母は、寛仁で快活な人でありました。ゲ

ーテは成業の後母の教訓を感謝して、

「自分の立てた功業は全く母の功業である。」

といひました。ゲーテの母に遇つた人は、その人物に感じて、

「自分はゲーテの母に遇つて、初めてゲーテがかやうな大家になつた原因がわかつた。」

と語つたといふことです。

「予の一切の運命は悉く之を母より受けたり。」と言つたワシントンの母マリーは寡婦たること四十八年、その間何等他人の補助を受けることなく、節を枉げず徳を汚さず、よくその愛兒ワシントンを教育しました。記念碑には「ワシントンの母マリー」と刻んであります。「ワシントンの母マリー」——碑文は至極簡単ですが意味は甚だ深長であります。

司馬溫公の「家範」に、

慈母子を敗る

人の母たる者は慈ならざるを患へず、愛を知つて教を知らざるを患ふ。古人言へるあり、慈母子を敗ると。愛して教へざれば、不肖に淪め、大惡に陥れ、刑辟に入れ、亂亡に歸せしむ。他人之を敗るに非ざるなり。母之を敗るなり。古より今に及ぶまで、是の如き者多し。悉く數ふべからず。

とあります。「慈」だけでは所謂「祇贖の愛」です。愛に溺れて子を弄び、遂には子を損することになります。「嚴を以て父母となす」。撫でるばかりでなく、時には恐ろしい程嚴格なところがなくてはなりません。

私達は嘗て「乃木大將の幼年時代」といふところで、

大將の母もまたえらい人であつた。大將が何か食物の中にきらひな物があると見れば、三度三度の食事に、必ず其のき

者の方心掛け申すまでは無く候へども、人間心一筋を強く、道々を專一に成さるべく候。此所をそもじ取損ひ取外し申され候はば、いつもく申す通り、一人の母此の世より迷ひ申すべく候。云々

とあり、終りに、

人々そもじ事褒め居り申し候へば、此所取損ひ候はば、親の恥は申すやうなく、大不孝と存じ候。

とあります。

國學上の偉人本居大人の學問・事業を追慕するにつけ、私達は勝子の賢明を偲ぶ情の切なるものがあります。

第六 社 會

●社會人

人はすべて個人であると同時に社會人であります。私達は人の世に生れ、人の世に生を送り、人の世に生を終ります。一日として社會共同の生活から離れることはありません。さればロビンソン・クルーソーのやうな孤獨な生活は、到底現實の世に求め得べくもありません。仙人が山に入つて獨りで暮してゐるのは、全く社會と離れたやうでありますけれども、しかし、山に入つても必ず日本の衣服を用ひ、日本の食物を用ひ、日本の言語を用ひてゐるに相違ありません。これ亦社會の一員であつて、アリストートルが「人は社會的存在物である」といひましたのは、萬古不易の眞理であります。

◎社會の意義

社會は人々の集りです。しかし、人がたゞ集つたといふだけでは、いはゆる烏合の衆であつて、これを社會と稱することは出来ません。例へば、汽車の乗客や街頭の人々は社會を構成してゐません。社會といふからには、その集つた人々の間に共通の目的又は感情があり、而も永續するものでなければなりません。親子夫婦相助けて家を成す場合、又は修養を目的とする者が道を求める爲に集る場合は即ち眞の社會を成してゐます。要するに集合は手段であつて、主とする所は精神の結合にあります。故に社會は、人の相頼つて生活する精神結合の團體である。といはなければなりません。

◎共存共榮

社會といふ語は普通、世の中又は世間といふほどの意味に用ひてゐます。「社會奉仕」「社會相などいふ場合はこれであり、又、仲間とか階級とかの意にも用ひられます。「學者社會」「上流社會」などはこれです。近思錄に「鄉民社會を爲し、爲に科條を立て、善惡を旌別し、勸あり恥あらむ」とある。社會は一國一州など相頼つて生活する一團の人民を稱したもので、今日學術的にいふ社會とは同じ意味に用ひられてゐます。

私達は生れると共に、まづ家庭の一員となります。家庭は私達の一生を通じて生活の根據となる小社會であります。長ずるに従つて學校・市町村・府縣・國家・世界人類と大小幾多の社會に生活します。私達は家族の一員として、地方郷黨の一員として、世界人類の一員として、相依り相助けて、

人間としての生存の意義を完うし、明るい一生を送らねばなりません。

「世の中は相持ち」です。家庭に於て親子、夫婦は相互に依存し、學校に於て先生と生徒とは相互に依存します。持ちつ持たれつ互に助け合はねば、「人」といふ字は立ち難いといふ標語があるやうに、廣く社會の幸福と繁榮とを圖ることは、やがて自己の幸福・繁榮を齎す所以で、これを共存共榮といひます。相共に生存を全うし、相共に榮えて、幸福に暮さうとの意味であります。教育に關する勅語に、「公益ヲ廣メ世務ヲ開キ」と仰せられ、國民精神作興に關する詔書に、「人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重

シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ」と詔し給ひ、更に今上天皇陛下が踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語に、「宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ビ」と宣はせられた聖旨もここに あることと拜察します。

アメリカの或哲學者が黒人の人身賣買から思ひついて、次のやうな説を立てました。曰く、白人が一人前になる爲に、家庭・學校その他で費すところ、二十歳までを通算して約一萬圓を要するが、その大多數のものは、おのれに費された支出を辨償するだけの働きをしないで死んでゆく。故に多くの墓碑銘には、次のやうな文句を刻むのが適當である。

本人は存命中負債者であつた。丁年になつてからも辛うじてその生活を維持するに止まつて、幼少年時代に於ける投資を償却することが出来なかつた。本人は實に支拂無能力者として死んで行つた。さうして永く慚愧のまゝ眠つてゐる。

と。物質的に偏した見方ではありますが、面白い説だと思ひます。私達はいはゆる負債を償却した上に、更に成るべく多くの貸越しをしなければなりません。苟くも萬物の靈長としてこの世に生れた以上は、しかも文明國民としてこの大日本帝國に生を享けた以上は、お互に刻苦勉勵して、一家のため、地方郷黨のため、國家の爲、世界人類の爲、役立つ所がなければなりません。

○

其の國を治めんと欲する者は先づ其の家を齊ふ。其の家を齊へんと欲する者は先づ其の身を修む。(大學)

第七 良 心

●道徳の大法

「これを考へることの度重なれば重なるほど、長ければ長いほど、いや増しに募る新なる畏敬の念と讚美の情とを漲らしめるものに二つある。——上にあつては暗夜天空に輝く星辰で、内にあつては胸中燦として輝く道徳の大法である。此の大法に對して敬虔の誠のあらはれぬ人は人ではない。」

と大哲カントは言つてゐます。胸中燦として輝く道徳の

●良心の意義

大法——これを良心の命令といひます。

良心とは是非善惡の評價をする道德意識です。苟くも白痴・瘋癲でないかぎり、人は誰でも是非善惡の區別を知り、善い行爲はこれを嘉し、悪い行爲はこれを憎むだけでなく、善いことはせねばならぬ、悪いことはしてはならぬといふ意識を持つてゐます。これは萬人共通の事實です。

古來、良心を以て神の聲であるとか、人間固有の特殊能力であるとか説くものもありますが、いづれも當を得たものでありません。良心は神の聲ではなくて人の聲であり、特殊能力でなくて道德に關して働く私達の心意全體の活動であります。

●良心の働き

良心は善惡を判斷し、稱讃非難し、命令禁止します。故に良心が實際に働きをあらはす爲には、三つの働き——知の働き、情の働き、意の働き——が必要です。

知の働きによつて正邪善惡の判斷が成立します。私達が修身科を學んで道德上の識見を養ふのも畢竟これによつて道德的理想の構成と、これに基づく正しい判斷とを得る爲であります。

情の働きには指導と審判とがあります。即ち私達が正邪善惡の判斷に伴つて、正善を喜び邪惡を憎み、邪惡を排して正善に就かうとする情、これを指導感又は責務感といひます。既に實行を終つて後に起る満足若しくは後悔の情、

これを審判感といひます。

正邪善惡を判斷し、行爲に對する責務を感じると同時に、正しいこと善いことは進んで爲さう、又爲させようと決意し、正しくないこと悪いことは決してすまい、又さすまいと決意します。これが意の働きです。意の働きによつて良心は完結します。正善と知り、これに對する責務の感を有しながらこれを實行するに至らないのは、いはゆる薄志弱行の徒であります。

要するに知情意の三つの働きが具備して、始めて良心が行動として現はれ實際道德となります。故に良心を以て道德に關して働く私達の心意全體の活動と稱したのです。

◎良心の權威

良心は私達にとつて最高の權威を有します。神の聲ではないけれども、最高の權威を有つてゐる點に於て心の内の神であるといふことが出來ます。正善と認めたことは、どこまでもこれに就かねばならぬと感ぜしめ、邪惡なりと認めたことは、斷じてこれを斥けねばならぬと感ぜしめます。それはちやうど無上の權威を具へたものが、私達に向つて命令するやうな觀があります。カントが道德の大法を以て「無上命法」といつたのは、この意味に外ならないのです。

私達は常に良心の命ずる所に従ふことによつて、始めて人間としての生活を完うし、價值ある人生を送ることが出

來ます。孟子が「自ら反みて縮くんば千萬人と雖も吾往かん」といつたのは千萬人の反對者を敵としても、良心による主張を枉げないといふのです。

之に反して私欲に惑はされ、邪道に踏み入る時は、それが度重なるに従つて良心の働きを癡痺し、惡事を敢てして、しかも恬然たるやうになります。古書に、

「人心惟危、道心惟微なり。惟れ精惟一、允に厥の中を執れ。」

とあります。「私欲には蔽はれ易く、爲に正道を踏み違へる危険が多い。故に良心は曇りがちである。人は心を純一にし、中正の徳を保つやうにせよ」と教へたのであります。

●良心の發達

前に述べましたやうに、良心は人間に先天的に具つた特殊能力でなく、従つて始めから完成してゐるものでありませんから、私達は修養の力によつて、これを發達させることが肝要であります。即ち學んで正邪善惡を知り、正善を好み邪惡を斥くるの情を養ひ、意志を鞏固にして實行上の効果を齎すやうにしなければなりません。修養の功を積み、遂には何等の努力を用ひないでその行爲が道德に協ふやうになります。孔子が「十有五にして學に志す」から始つて「三十にして立ち、四十にして惑はず、五十にして天命を知り、六十にして耳順ふ」の道程を経、遂に「七十にして心に從せ、欲する所矩を踰えず」に到つた境地は、即ち無意識に自由行

動しても、その事がすべて法度規範に合するやうになつたもので、このやうなのを「完全な人」といひます。私達は常に修養を重ねて良心の發達に努め、「完全な人」を目標として精進しなければなりません。

第八 行爲と品性

良心によつて是非善惡の評價を受ける對象は、私達の行爲と品性とであります。

行爲とは人類の有意動作をいひます。行爲は人間の動作に限られてゐます。従つて、人間以上

●行爲の意義

の神佛の行動や、人間以下の生物の動作は行爲の範圍に入りません。人間の内でも、幼児や異常者など道德的能力を有しない者の動作も行爲とはいへません。即ち幼児が器物を壊したり、狂人が亂暴したりしても、これを道德的評價の對象とすることは出来ないのです。次に行爲は有意動作のみを指していひます。有意とは自分の意志によつて一定の目的を定め、それを實現しようとすることをいひます。従つて正常の人でもその者の夢中の動作や、強迫の下に已むを得ず爲した動作などは、道德上の行爲とは認めません。

之を要するに、道德的判斷の對象たるべき行爲は、必ず正

常の状態にある者が故意に行つた動作でなくてはなりません。

我が現行の民法や刑法では、心神喪失者、心神耗弱者、癡者、盲者等を法律上の能力者と見ません。民法では二十年未満は未成年者であり、刑法では十四歳未満の者の行爲を罰しません。又法律に特別の規定ある場合を除いて、罪を犯す意志のない行爲は之を罰しません。このやうに、異常者、未成年者の行動や、意志の働きの伴はない動作を十分の意義に於ける行爲と見ないのは、道徳上からも十分の理由を認めることが出来ます。

●行爲の過程

行爲の起點は缺乏の發生にあります。即ち私達は絶えず身體上精神上に缺乏が存在し、随つてこの缺乏を充たさうとして欲望が生じます。かくてこの欲望についてその

採擇の可否を思慮し、もし可なればこゝに實行の決意をするのであります。然るに欲望は同時に二つ以上起ることが多いので、その場合には、まづいづれを採るべきかについて選擇を行つてから決意をします。この選擇とは行爲者自身の自由意志によるもので、私達自分の行爲に對して責任を持つのも、その根據は全くこの選擇決意の自由があるからであります。これは行爲の成立について最も重要な點であります。要するに行爲は欲望、思慮、選擇、決意の内的過程を経て、然る後外的動作として現はれるもので、しかも行爲をして道徳的評價の對象たらしめる中心は、選擇決意の意志の働き、いはゆる意志の自由にあることを忘れては

●品性

なりません。

同一の行爲を反復してゐると、その行爲をなし易く、それに反した行爲はなし難いといふ傾向が生じて、こゝに一種の習慣が形造られます。例へば毎朝遅くまで寝てゐる行爲を繰返すと、終には朝寝の習慣が出来ます。又、始終學業に精勵してゐると、遂には勉強せずには居られないやうになります。かういふ善惡の習慣は數限りなく生ずるものであります。これらの習慣がその人の素質に加はつて、全體としての人柄（ひとがら）を成したものを品性と名づけます。

品性は行爲の集積であります。善い行爲を反復すれば善い品性を生じ、悪い行爲を反復すれば悪い品性が出来ま

●行爲と品性

す。然るに品性は又行爲となつて現はれます。善い品性の人は自ら善い行爲をなし、悪い品性の人は自ら悪い行爲をします。要するに、行爲は品性を作るものであると共に、品性は行爲を決定するものであります。

しかし、これは一般的の言ひ方で、實際に於ては、このやうに決定的のものではありません。もとゝ行爲は意思の自由によつて成立するものでありますから、朝寝の習慣ある人でも努力すれば早起することが出来、勤勉な人でも時に緊張を缺くことがあり得るので、その者の心懸け次第によつて品性に反する行爲に出ることが出来ますから、こゝに修養努力の效が存するのであります。

教育に關する勅語に「徳器ヲ成就シ」と仰せられましたのは、徳のある有爲の人たれとの御諭で、即ち高潔圓滿なる道徳的品性を修養せよとの聖旨であります。私達は自ら顧みて缺點短所の改善に努力し、美點長所は益々これを助長するやうにし、以て品性の向上を圖り、立派な日本女子とならなくてはなりません。

第九 模倣と獨創

世の中に絶対に新しいといふものはありません。創造はたゞ神のみが爲し得ます。しかも「創世紀」には「神其の像

●模倣

の如くに人を創造たまへり。」とあります。全智全能の神でさへ、人間を造る時に自分の像に似せて造られたといふではありませんか。

模倣は人の本能であります。子供は大人を模倣し、後進國は先進國を模倣します。成長の差を有ち、文化の程度の異つたものの間に模倣の行はれるのは當然のこととて、眞似ることによつて、後れたものは進んだものに追いつくことが出来るのであります。

我が國は初め朝鮮を通じて支那、印度の文化を學び、明治維新以後は歐米の文化を輸入して今日の狀態に達しました。「日本の文化は歐米文化の模倣である」日本人は模倣を

◎獨創

よくするだけで、全く創造力のない國民である」とは歐米人の批評するところでありますが、しかしこれは皮相の見であつて、日本人は祖先以來決して單なる模倣、模倣を以て終始してゐません。創造への階梯として模倣の道を辿つたのであります。

支那・印度の文化を模倣する域から脱して、獨創的分子の加へられたことは、平安朝に於ける假名文字の發明、美術工藝の日本化したことに徴しても知ることが出来ます。鎌倉時代に入つて親鸞、日蓮の如きは渾然たる日本獨得の新佛教を創造してゐます。徳川時代の儒教も亦日本的儒教であります。藝術の世界に幾多の天才を出したことは言



野口英世

ふまでもありませんが最も劣るとせられてゐる科學の方面に於てすら、關孝和の高等數學上の知識や、伊能忠敬の全國實測の偉業など獨創的研究は少くありません。歐米に發達した科學が我が國に輸入せられてから、まだ七十年を出ませんから、その間殆ど模倣に費されたのは寧ろ當然と言はなければなりません。しかもこの模倣に忙

殺されつゝある間に、故野口英世博士や故高峯讓吉博士の如きは世界の學界に不朽の名聲を轟かしました。

以上述べた所によつても、日本

人は決して獨創力に缺けてゐない民族であることがわかります。歐米人の日本民族についての批評は、これら重要な點を看過したものに過ぎません。

●獨創的精神 滋養の工夫

獨創的精神を養ふには、私達は何事についても自ら観察し、自ら實驗し、自ら工夫する習慣をつけなくてはなりません。繪を畫き文を草するも亦創造創作の好機會であります。殊に一家の主婦たるものが頭を創造的に働かして家庭生活の合理化を圖ることは、今後の我が國にとつて極めて肝要なことであります。

●ドイツの家 庭生活

最近ドイツの家庭生活は頗る合理化されてゐます。以前には室内の家具とか飾付けとか家の建て方等は随分どて、く、し

たものであつたやうですが現在のドイツ住宅の建築法は、採光と通風とを根本條件として、その他はすべて單純になつてゐます。室内の設備等も出来るだけ單純になつて或人はその點に東洋趣味の影響を認めることが出来ると申してゐますが、それよりは寧ろ生活そのものの、必要から起つたことと思はれます。家庭に於ける作業の合理化を行ひます結果、經費の節約が出来ると共に、主婦の時間と勞力とに餘裕を生じて來ます。これは一つは今まで家庭で一から十まで仕上げて居たものを、機械工業の力によつて出来上つたのを安く買ふことの出来ることも大いに影響がありますが、兎に角現代ドイツの主婦は生活に非常な餘裕を持つて居り、その時間と精力とを極めて有効に使用してゐることは疑ふべからざる事實で、この點は私達の大いに反省すべき所であらうと思ひます。

⑤獨創の機會

獨創の機會は隨所にあります。機會を逸せぬ機敏さと周密な思慮とが肝要です。林檎の落下は今に始まつた事實ではありません。ニュートンはこれによつて引力の理を悟りました。蒸氣が鐵瓶の蓋をもち上げるのは昔からの事實であります。ワットはこれによつて蒸氣機關を發明しました。アルキメデスの比重の原理もガリレオの振子の原理も、皆これと揆を一にしてゐます。これら偉大な業績は一見偶然のやうに見えますけれども、決してさうではありません。長い間の心掛が偶然の機會にあらはれたものに外ならないのです。

英國のブラオンの住んで居る所に、一條の川が流れてゐまし

た。彼は澤山の費用をかけないで、この川に橋を架けて、交通を便にしたいものだ。と思つて其の方法を考へてゐました。

すると或日のこと、朝早く起きて園中を散歩してゐますと、小さな蜘蛛の糸が其の行くところの路に當つて、横に懸つて居る様を見て、忽ち「鐵繩か、または鐵鎖で、此の蜘蛛のやうな方法で拵へたらよい。」と思ひついて、遂に鐵懸橋を作り出すやうになりました。

ワットが管を以て水を引上げる事を考へた時に、伊勢蝦を見て、其の皮に倣うて鐵管を作つてその目的を達しました。ブルネルがテームス河底の地道を造る時に、船を蝕する小蟲から着想したのも同じ譯であります。即ち船を蝕する小蟲は、其の強い頭を以て船材中を百方に蝕して路を作り、更に漆のやうなものを以て四方上下を塗り、その中に住んでゐますから、その

様式に倣うて規模の大なる河底地道を造つたのであります。

〔世界偉人逸話の泉による〕

畏くも今上天皇陛下には踐祚後朝見式の御儀に賜はつた勅語に「模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乗シ日進以テ更張ノ期ヲ啓キ」と仰せられました。凡そ文化は優秀な精神の獨創的努力によつて發展します。私達は聖旨を奉體して日々に新に獨創的精神を發揮することに努めねばなりません。

第十 人 類 愛

●人類愛

人類愛は一視同仁の愛です。孟子は「人皆人に忍びざる

心あり」といひ、この心を擴充存養すれば、以て四海を保んずるに足るとし、「人に忍びざるの心を以て人に忍びざるの政を行はゞ、天下を治むること之を掌上に運らすべし」と言つたのは、人類愛の發露を説いたものであります。

野蠻未開の間では、敵とさへ言へばこれに向つてあらゆる殘忍な行爲をなし、特に戦争の際は濫りに虐殺し奪掠を恣にしたのであります。世の進むにつれてかゝる殘忍非道の振舞は滅じて、苟くも人間である以上その異國民たると異人種たると、將又異宗教たるとを問はず、之を親切に待遇せねばならぬといふやうになりました。これ即ち人類愛の精神に外ならないので、もし或國民が異人種に對して

残忍な行爲に出でたり、異宗教を信ずる者を迫害したりすれば、いはゆる人道問題を惹起すに至つたのも、人類愛が今日各國民の間に權威を有するに至つたことを證するものであります。

●日本精神の
平和主義

祝^{いのち}、祠^いや宣命^{せんめい}に「平らけく安らけく治め給ひ」とありますやうに、由來我が國の歴史は平和主義的精神を以て貫いてゐます。聖徳太子の憲法のはじめに「和を以て貴しとなす、忤^{こたへ}ふなきを宗とす」とありますのは、立派な平和主義であります。畏くも神勅には「爾皇孫就てしらせ」と仰せられてあります。「しらせはしらす」の命令形で「しらす」の政治は即ち人類愛の精神に基づいた平和主義的政治であります。教育

に關する勅語に「博愛衆ニ及ホシ」と宣はせられましたのは、あながち日本のうちに限つたことでなく、近きより遠きに及ぼして廣く人類一般に對してもこの精神でゆくべきことをお諭しになつたもので、日露戰爭中、畏くも明治天皇の御製に、

よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のた
ちさわぐらむ

と仰せられてありますのは、洵に立派な人類愛の御精神の發露で、世界平和の御理想をお示し遊ばされたものと拜察します。

●國史の跡

我が國は建國以來侵略的の意義を以て戰爭を起したこ

とはなく、外國が我に對して侮辱を加へた場合に於て當然起つて之を撃退し討滅したのであります。すべてが正義



(建弘義津島) 碑念記伐征鮮朝

の御精神が窺はれます。又豊臣秀吉の朝鮮征伐の時にもよく俘虜を待遇した史實が傳へられて居り、島津義弘の如

に基づいた戦争であることは、國史の跡に徴してこれを知ることが出来ます。神功皇后の新羅征伐の時、三軍に號令して、自ら服はむを、な殺しそ。」と仰せられましたのは、確かに人類愛

きは敵味方の戦死者を併せて高野山に葬り、碑を建て、その菩提を弔うてゐます。近く日獨戦争の際、青島の守將ワルデツクが部下と共に俘虜となり、我が國に來ました時、福岡市の海岸にある赤十字社の建物内に收容されて厚遇を受けましたことは、獨逸に於ては非常な好感を持つたといひます。これらの事實によつて考へましても、我が人類愛の精神が古今を通じてゐることは、何人も否定することが出来ないであります。たゞ徳川幕府の末に攘夷運動を起しましたけれども、これは一時の謬想に基づいたものであり、維新開國後はむしろ西洋文化に心酔したほどで、決して理山なくして他の國民を排斥したやうなことはありません。

せん。

明治の初年我が國が赤十字社に加入しようとした時、外國ではまだ日本を野蠻視してゐましたから、これまでに日本に於て赤十字のやうな事業をしたことがあるか、と問合せに來ました。その時我が政府は楠木正行が瓜生野の戰に於て敵の溺卒五百餘人を助けて衣藥を給して勞はつた事を例として答へましたので、これが爲に赤十字社の加入が出來たとの事であります。日清日露兩役以來、日本赤十字社のなした活動はめざましいもので、諸外國の均しく認めてゐる所であります。

〔國民性十論による〕

イギリスの學者ラッセルは、過去百年間に干戈に訴へねばすまぬほどの戦争は一つもなかつた、と言ひました。國

◎人類愛と祖國愛

民間に人類愛が十分養はれてゐましたら、戦争の慘禍はこれを未然に防ぐことが出来るであらう。要するに眞に祖國を愛する者は眞に人類を愛する者でなくてはなりません。自國あるを知つて他國あるを知らず、その國民が徒らに尊大となり傲慢となり、排他的となるやうなことは、終に國家の發展を妨げ、甚しきは國家の存在を危くするに至るものであります。私達は宜しく我が帝國の世界的關係を考へ、世界の平和、人類の福祉を圖つて、我が建國以來の美風を墜すことのないやうにしなければなりません。

第十一 我が國民性

●國民性と國民精神

個人にそれ／＼特殊な性格があるやうに、國民にも必ず他の國民と區別せられる特性があります。これを國民性といひます。國民に特有な統一的意識を國民精神といふに對して、國民精神の上にあらはれた特徴を指して國民性といふのであります。

●國民性の知識

國民性は他の國民に對しては著しい特色を示すと共に、自國民の間には共通性のものでもあります。故に國民性はその國民だけについて觀察して、他の國民と比較しなければ果してその性質がその國民の特色であるか、或は人類一般に共通のものであるかを明かにすることが出来ません。従つて我が國民性は之を他の國民の特性と比較し、日本人

●國民性の由來

の間に一致する點を捉へ、しかもこの點によつて他の國民と區別するに足るべきものでなくてはなりません。

私達の個性は私達の生得とその習得とから成るやうに、我が國民性は祖先から遺傳して來た我が國民固有の性情が、その生活する國土の影響を受け、それに順應すべき生活状態と歴史的事實とによつて訓練され、又外國思想によつて影響されて、その總計が今日の我が國民性の内容を形造つてゐるのであります。

●我が國民性の長所と短所

然らば我が國民性として舉ぐべきものは何であります。故芳賀文學博士は、その著「國民性十論」に於て、

(一) 忠君愛國。

(二) 祖先を崇び、家名を重んず。

(三) 現世的、實際的。
 (五) 樂天洒落。
 (七) 纖麗纖巧。
 (九) 禮節作法。

(四) 草木を愛し、自然を喜ぶ。
 (六) 淡泊瀟洒。
 (八) 清淨潔白。
 (一〇) 溫和寬恕。

を舉げてゐますが、これは主としてその長所について述べたもので、短所に就いては多く觸れてゐません。

我が國民性の長所については、以上の外、同化性に富むこと、進取的氣象に富むこと、武勇の精神の旺はんなこと等を舉げてよろしい。短所について述べてある各種の意見を綜合しますと、

(一) 依頼心の多いこと。

(二) 熱し易く冷め易いこと。

●私達の反省

(三) 規模が狭小で雄大を缺くこと。
 (四) 虛榮心の強いこと。
 (五) 感情的、姑息的であること。
 (六) 沈思熟慮の風に乏しいこと。

などを舉げることが出来ます。

個人の運命はそのものゝ個性によつて支配せられるやうに、國民の運命はその國民性の優劣によつて左右されます。私達は靜かに我が國民性の長短に思を廻らし、その長所を自覺してこれが存続長育を圖ると共に、短所は大いに反省してその矯正改善に努め、以て我が帝國の世界的地位を高める原動力を養はなければなりません。

第十二 我が國民道德

●國民道德の意義

道德は人間生活のすべてに互つて之を統制する原理であります。この意味に於て道德の原理は、萬人の認めて以て常爲常行のものでなくてはなりません。畏くも明治天皇が教育に關する勅語に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられましたのは、即ち道德の根本義をお示し遊ばされたものであります。

しかし、私達は人間であるといふ上に、更に國家の一員であります。國家はその組織の最も發達し、その形式の最も完備した社會で、現代に於ける人間生活の最大最高の條件であり、今日の文明人の社會的生活は、すべて國家の一員即ち國民としての生活であります。國家はそれ／＼建國の

事情を異にし、社會組織を異にし、且その長い歴史的過程は一層その特色を鮮明ならしめてゐます。従つて各國民の道德は必ずしも其の趣を一にしません。道德がこの特殊な國民生活を本として立てられた場合に、これを國民道德と稱へます。

國民道德は特に國民的色彩の濃厚な道德であります。個性の色彩の濃厚な人は、通例人格的價値の偉大な人物であるやうに、國民道德の特質の鮮明な國民は又偉大な國民であります。國民道德の盛な國は榮え、國民道德の衰へた國は衰へます。國民道德は實にその國民の存續し發展する所以の道德であります。

●我が國民道
徳の二大特
質

●忠孝一致

我が國民道德には顯著な二大特質があります。一は忠孝の一致であり、一は忠君愛國の一致であります。

忠孝は臣子の大道で、古今東西如何なる國家もこれを重んぜぬものではありません。けれども外國では忠と孝とは分離して、動もすれば相扞^{かた}格^{かく}するを免れないのに、我が國では渾然一致して離れません。これが忠孝一致を以て我が國民道德の特質とされる所以であります。

我が國では建國以來國を擧げて總合家族を爲し、皇室を以て大宗家となし、萬世一系の天皇を以て御家長と仰ぎ奉り、人民は支家末流として今日に及んだのであります。されば私達の祖先が嘗て忠誠を效した天皇は、即ち私達の今

日事へ奉る皇室の御祖先にましますから、私達が天皇に對し奉つて忠を盡すは、即ち本に報いる所以の道であつて、孝の大なるものであり、孝は即ち忠、忠は即ち孝、いはゆる忠孝一致の大義は實にこゝに存するのであります。

忠孝一致の信念は上古以來我が國民の間に深く根ざしてゐます。大伴氏の一族が、大君の邊にこそ死なめ、顧みはせじと言ひ繼いだのは即ち祖訓を服膺するもので、そこに忠孝が一體となつてゐるのであります。大伴家持が「喻族歌」に、縷々數百言を費して、我が家が祖先以來相承けて奉公の道に忠勤を抽んでた名族であることを述べ、

おほろかに心おもひて 空言も 祖の名絶つな 大伴の

氏と名に負へる　ますらをのとも

と訓戒激勵したのによつても、その一斑を知ることが出来ます。

雄略天皇は崩御に臨んで、重臣に遺詔して次の如く仰せられました。

方今區宇一家烟火萬里百姓艾安、四夷賓服す。此れ又天の意、區夏を寧かにせんと欲す。所以に心を小め己を勵まし、日一日を愼むは、蓋し百姓の爲の故なり。(中略) 義は乃ち君臣なり、情は父子を兼ね。庶くは臣連の智力内外の歡心に藉つて、普天の下をして永く安樂を保たしめんと欲しき。

蓋し斯くの如きは歷代天皇の御志であらせられます。

即ち明治天皇が憲法發布の上諭に、

朕力親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シ
タマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ
懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ

と宣はせられ、大正天皇が御即位禮勅語の中に、

爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ
情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ
と仰せられ、今上天皇陛下が御即位禮勅語の中に、

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家トナシ民ヲ
視ルコト子ノ如シ列聖相承ゲテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆
民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一
ニス

と宣はせられましたのによつても之を窺ひ奉ることが出来る
來ます。

菅原道眞も亦忠孝一致の趣意を明確に述べてゐます。
即ち「菅家遺草」に、

「君父の教は同じかるべく孝子の門には必ず忠臣有り。臣子の
道何ぞ異ならん。」

とあります。前に述べました吉田松陰の士規七則の中に、
「君臣一體、忠孝一致なるは、唯我が國のみ然りと爲す。」とあ
るのは、我が國民道德の特質を忠孝一致に認めたものであ
ります。

忠君愛國の一致も日本特有の國家組織より生ずる一つ

◎忠君愛國の
一致

の結果であります。即ち我が國は皇室が中心となつて出
來た國家であり、皇室と國家とは固より一體を成して居り
ますから、皇運と國運とは密接不離の關係を有してゐます。
随つて皇運を扶翼し奉ることは即ち國を愛することとな
り、國を愛することは軀て君に對し奉る忠となります。外
國では忠君と愛國とが必ずしも一致しないことは、外國の
歴史を緋けば自ら明かであつて、我が國のやうに忠君と愛
國との全然一致する國は、之を他に求めることは出来ませ
ん。これによつて我が國民の愛國的行動が他國に比して
一層重要な意義を有することがわかります。

わが國史上「愛國」といふ語の見えたのは日本書紀の持統天皇

四年がその始めてあります。唐の初朝鮮問題から我が國が唐と戦端を構へた時、齊明天皇は筑紫の朝倉宮に行幸して親しく軍を督せられました。御不幸にも行宮で崩御遊ばされました。續いて天智天皇の御代となり、間もなく我が軍は朝鮮の白村江で唐の軍と戦つて敗れました。この時筑紫から出た軍丁大伴部博麻は唐に捕虜となり、長安の都に連れて行かれました。長安では博麻のほか、土師連富杼等四人の者が幽囚の身となつて數年を暮しましたが、そのうちに唐が新に大軍を起して日本を討つ計畫を立てたといふ噂を聞いて、早く歸國して朝廷に報告し、國防を安全にしたいと思ひましたが、捕虜の身でありますから、衣糧萬端の費用がありません。そこで博麻は他の四人に向つて、「我が身を奴隸に賣つて金を調へ、それを一切の費用に差出さう。たとへ自分は一生を他國で送つても聊か國恩に報ず

ることが出来れば本懷である。」と言ひました。かくて富杼等四人は博麻の力によつて無事に日本に歸り、唐の企てを天皇に報告しました。これによつて勅命が下つて筑

水城址



紫に水城が設けられました。唐の計畫は實現するに至らず、幾くもなくして和が結ばれましたが、その後六百餘年を経て鎌倉時代に至り、元の入寇した時、防戦上その效が少くなかつたのであります。

博麻は獨り淋しく唐に留り、奴隸となつて勞役を續けること三十年。年老い身も衰へたので、やうやく奴隸を免されて歸國することを得ました。時に持統天皇の四年であります。その壯烈な事蹟は國司の知る所となり、國司から一切を朝廷に奏聞しまし

たので、天皇から特に御手厚い恩賞があつて、御懇篤な詔を賜はりました。そのうちに以上述べたことが記され、朕その朝を尊び國を愛し、己を賣つて忠を顯はせることを嘉す」と仰せられてゐます。正史に残るこれらの事實は、洵によく我が忠君愛國の精神を物語つて餘りありといふべきであります。

要するに、忠孝相一致し、忠君と愛國との一致するは、我が國家組織の上から来る必然の歸結であつて、世界に比類なき我が國民道德の二大特質といふべきであります。

第十三 惟神の道

●惟神の道

「惟神」の語は日本書紀、孝德天皇大化三年の詔にあつて、「か

みながら」と傍訓を附けてあるのが國史に見えてゐる始めであります。「惟神」とは神が神であります其のまゝの意であり、従つて「惟神の道」は神代よりあり來つたまゝで、毫も私意私見を加へぬ道、即ち神慮のまゝなる我が國固有の大道であります。

我が國は惟神の道を以て國家全體の鞏固な基礎をなしてゐます。明治天皇の御製に

ちはやぶる神のころを心にてわが國民を治め
てしがな

と仰せられてありますのは、即ち惟神の道によつて政治を行はせられる御趣意に外ならないと拜察します。

●神勅

天照大神は皇孫瓊瓊杵尊をこの國に降し給ふ時、
 葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が子孫の王たるべ
 き地なり。宜しく爾皇孫就て治らせ。さきく。寶祚
 の隆えまさんこと當に天壤と窮まりなかるべし。
 と仰せられました。この神勅は實に日本國家の大理想を
 言現はされたもので、教育に關する勅語に「天壤無窮ノ皇運
 ナ扶翼スヘシ」と宣はせられたのと、其の間幾千年を隔てゝ
 迥かに相呼應するの觀あるは、これ我が國體の尊嚴崇高な
 る所以であります。我が國運の年と共に發展して已まな
 いのは、即ちこの大理想の實現に外ならないのであります。
 要するに我が國民道德の根源は、實にこの惟神の道に存

●敬神崇祖

克忠克孝

東郷大將筆蹟

し、神勅の大理想——惟神の道の眞精神——を實現するこ
 とは我が國民の神聖な義務であります。

東郷大將が日本海々戰の報告を「天佑
 ト神助トニ因リ」といふ敬虔な句で起し、
 縷々數萬言の後、

殊ニ我軍ノ損失死傷ノ僅少ナリシハ歷代
 神靈ノ加護ニ依ルモノト信仰スルノ外ナ
 ク嚮ニ敵ニ對シ勇進敢戰シタル麾下將卒
 モ皆此成果ヲ見ルニ及ンテ唯々感激ノ極
 言フ所ヲ知ラサルモノ、如シ

と、同じく敬虔な文字で結んでゐます。
 明治天皇は之を嘉納し給ひ同大將に賜

はつた勅語の中に、

朕ハ汝等ノ忠烈ニ依リ祖宗ノ神靈ニ對フルヲ得ルヲ
懌フ

と宣はせられました。

私達は信仰を如何なる宗教に求むるに論なく、國民的信仰として敬神崇祖の精神を旺にし、従つて神社參拜の美風を盛にすることは當然の務であつて、神社の崇敬は即ち國民道德を發揮する所以の道であります。

第十四 教育に關する勅語發布の由來

●建國創業と
明治維新

我が建國の根本精神は天壤無窮の神勅によつて明かであります。神武天皇創業の大精神はこの神勅を奉じ、天業を恢弘して天下に光宅し、『六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて而して宇と爲す』にあらせられました。

畏くも明治天皇は、明治元年三月十四日下し賜はつた御宸翰に、

近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り獨我邦のみ世界の形勢にうとく舊習を固守し一新の效をはからず朕徒らに九重中に安居し一日の安きを偷み百年の憂を忘るゝときは遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱しめ奉り下は億兆を苦しめんことを恐

る故に朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ列聖の御偉業を繼述し一身の艱難辛苦を問す親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置んことを欲すと仰せられ同日五箇條の御誓文に開國進取の國是をお定めになつたのは、實に天祖以來の大理想を顯現せさせ給うたものであります。

この宏遠なる國策の樹立によつて、明治二年六月諸侯をして版籍を奉還せしめ、同四年七月藩を廢して縣を置かれ、こゝに中央集權の制度が確立しました。ついで同五年八月、學制を頒布して邑に不學の人なからしめんことを期せ

●西洋文化の輸入

られ、四民等しく教育を受けるやうになり、同六年一月、徵兵令を布告して國民皆兵たるべく定められ、こゝに武士といふ特權階級は失はれました。その他百般の文物制度が日を逐うて改革施設せられていつたことは、こゝに更めて言ふまでもありません。

開國進取を國是とする新政府が、我が文物制度の改良を圖るに、概ねその範を西洋諸國に採つたのは當然であります。三百年間鎖國の扉に閉されてゐた國民が、絢爛たる西洋文化に眩惑し、滔々として歐米心酔の風を馴致したのも自然の勢といはねばなりません。

當時の人心は物質的要求を満たすに惟れ日も足らぬ有様で、

宗教美術文學の如き精神的方面は全く閑却に附し、古來の良風美俗は一も二もなく「舊弊」の一語の下に捨てられてしまひました。殊に古美術の運命は實に慘澹たるもので、雪舟探幽は顧みられずに石版の洋畫が重んぜられ、陶磁の精巧なものよりもガラス物がもてはやされ、殊に滑稽なのは、芝の増上寺、奈良の興福寺の五重塔を無用の長物として焼き拂はうとしたやうなことは、當時の社會相を如實に物語つてゐます。

而してこれが政治道德の方面に於て、或は實利實益を目的とする功利主義に熱中し、或は極端な自由民權説が唱へられ、しかもこれらは十分咀嚼吟味されることなく、無批判に輸入され主張されてゐましたので、やゝもすれば健全な國民思想を傷け、國體の尊嚴をも忘れようとする形勢を見

●幼學綱要の
領布

幼學綱要卷之一
孝行第一
天地ノ間父母無キ人無シ其初ノ胎ノ交
ヲ生誕スルヲ成長ノ後ニ至リ其恩愛
教養ノ深キ父母ノ若ク者莫ク能ク其恩ヲ
思ヒ其身ヲ損シ其力ヲ竭シテ以テ之ヲ事
ヘ其愛敬ノ盡スハ子タルノ道ナリ故ニ孝
行ノ以テ人倫ノ最大義トス
○孝經曰夫孝天之經也地之誼也民之行也天地
之經而民是則之

幼學綱要

るに至りました。

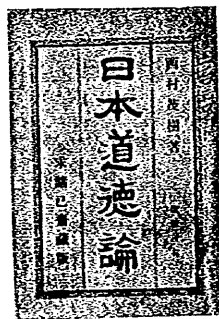
畏くも明治天皇は深くこの趨勢を御軫念あらせ給ひ、明治十四年、侍講元田永孚をして「幼學綱要」を撰せしめられ、之を全國の各學校に頒ち

賜はりました。その時の勅諭には次の如く仰せられてあります。

彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ専ラ崇尚スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖之ヲ本朝ニ採用スル未タ其要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者鮮カラス年

少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ
儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修德ノ
要茲ニ在ル事ヲ知ラシム

「本末ヲ誤ルモノ鮮カラス」との大御言は當時の人心の傾
向をお示し遊ばされたもので、聖慮の程畏き極みでありま
す。



明治十九年末西村茂樹は帝國大學講義室に於て「日本道徳論」
を高唱し、國民道徳樹立の必要を説
きました。曰く、

「封建の時代は儒道を以て公共の
教と爲し、政府人民皆之を以て標
準と爲し、も王政維新以來全く

公共の教といふ者なく、國民道徳の標準定まらず、以て今日に
至れり。世の論者偏に文明の風俗を喜び、一日も早く之に遷
らんと欲する者多し、文明開化は固より希望すべき事なれど
も、國の獨立堅固なる上にこそ文明開化も要用なれ、若し其
國の獨立堅固ならざる時は文明開化も施す所なかるべし。
故に今日の勢にては、全國の民力を合せて本國の獨立を保ち、
併せて國威を他國に耀かすを以て必須至急の務と爲さる
べからず。此の如き希望は何を以て之を達する事を得べき
かと問はゞ、余は之に答へて國民の智德勇即ち道徳を高進す
るより外の方法ある事なしと曰ふべし。縱令軍艦數百艘、大
砲數千門ありとも、國民の道徳なき時は此兵器を使用する事
能はず、縱令詩歌文章秀美にして、理化の諸學奥妙に達したり
とも、國民の道徳なき時は決して他國の畏敬を受くる事能は

④思想界の混亂

ず。德逸の學士、往年普法の大戦の勝敗を以て道德の勝敗なりと言へり。其故は德逸の士は忠君愛國の心至て深きも、法蘭西の士は忠君愛國の心大に之に及ばざりしに由れりと云へり。本邦今此の如き可畏の地に立ちて、國民の道德は之を教ふるの標準なし。國を憂ふる者安んぞ寒心せざる事を得んや。

かくて明治二十年から三十一年にかけて、歐化主義に對して國粹運動が漸く著しくなり、思想界は實に紛々擾々たる有様で、教育の方針も歸一する所なく、國民は恰も五里夢中に在つて、全くその適從する所を知らぬ状態でありました。

⑤教育勅語の頒發

この時に當り、明治天皇は明治二十三年十月三十日、時の

内閣總理大臣山縣有朋、文部大臣芳川顯正を御前に召させ給ひ、辱くも教育に關する勅語を下し賜はり、我が國民教育の大本を御垂示になりました。文部大臣は直ちに勅語の謄本を全國の各學校に頒ち、添ふるに左の訓示を以てしました。

謹テ惟フニ我カ天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク勅語ヲ下シタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日々省思シテ嚮フ所ヲ愼シコトヲ恐ル今勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツルソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ

佩服スル所アラシムヘシ

聖勅一たび渙發せらるゝや、恰も百川の海に朝するが如く、紛々たる群議全く迹を絶つて、人心自ら統一し、我が國民道德の大本は儼然として確立するに至つたのであります。

第十五 教育に關する勅語の精神

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

●第一段

謹みて按ずるに、此一段は我が國體の精華を宣べさせられ、我が國民教育の基づく所をお示しになつたものと拜察します。

我が建國の精神は天祖の神勅によつて明かであり、その規模は廣大で、しかも永遠に互つて動かない大理想であります。御歴代の天皇は神勅を奉體して身を正しくし道を行はせられ、義は乃ち君臣なるも情は父子を兼ね、との叡慮から、人の祖の己が弱兒を養ひ治すことの如くに民を愛し教を垂れ、以て範を萬世に貽し給うたのであります。

列聖の廣大無邊なる御仁慈に對し奉つて、下萬民は世々忠孝の道を盡し、一致協力して美しい國風を成して來まし

た。

斯くの如く上に連綿たる一系の皇統が君臨せられ、道德を本として臣民を愛撫し給ふことと、下に忠良な臣民があつて皇室に忠を盡すと共に、父祖に孝を盡すことは、實に我が國體の純且美なる所であり、さうして、我が國教育の淵源も亦實にこゝに存するのであります。

之を要するに、我が國民教育の根本精神は、これを我が國體に求むべく、私達が學を修め業を習ふも、その究極は我が國體の精華に基づいて行はなければならぬのであります。

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ
恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以

●第二段

テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇
公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

この一段は、我が國民道德の大綱を明かにし給うたもので、これ即ち勅語の本論とも申し奉るべき所と拜察します。謹んで聖旨を按ずるに、父母に孝に、兄弟姉妹よく友愛の道を盡し、夫婦相和するは家族の道であり、恭儉己れを持し、智能を啓發し、德器を成就するは自己に對する本務であります。かくしてよく信義・博愛の德を行ひ、公益を廣め世務を開き、社會公共の利益を増進するは、社會に對する道であり、國憲・國法に遵ふは國家に對する心得であります。

● 第三段

以上は平時に於ける我が國民道德の要領でありますが一
朝有事の際は身命を捧げて君國の爲に盡さなくてはな
りません。

これらの諸徳を實踐躬行することは、これ即ち遠く皇祖
皇宗の神勅を奉體する所以であつて、かくして私達は天壤
無窮の皇運を扶翼し奉ることが出来るのであります。

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以
テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

謹んで按ずるに、是ノ如キハとは「父母ニ孝ニ」から「皇運ヲ
扶翼スヘシ」までを受けて仰せられましたので、即ち「父母ニ
孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までの聖訓を守り、以て皇運を扶翼

● 第四段

し奉ることは天皇に對して忠良な臣民であるばかりでな
く、又各自の祖先が遺し傳へた美風を顯はすものであつて、
忠孝はこゝに全く一となることを明かにし給うたものと
拜察します。

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其徳
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

この一段は全體の結語とも申し奉るべきで、「斯ノ道」――
「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までの道――は皇祖皇宗の
御遺訓であり、私達の遠い祖先から實踐躬行し來つた道德

であります。故に畏くも皇祖皇宗の御子孫は常に人民と共に斯の道を御遵守遊ばされてゐます。

「斯ノ道」は皇祖皇宗の御遺訓であつて、君民いづれも遵守すべきである以上、古今に通じて謬るべき理由はなく、又「斯ノ道」は天地の公道、世界の大經であつて、中外に施して悖る所なく、實に廣大無邊の大精神であります。

最後に「朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられ、恐れ多くも天皇御躬親ら率先して斯の道を實踐躬行せられ、臣民と共に其の徳を一にせんことを切望せさせ給うたことは、洵に感激に堪へない所で、私達は誓つて斯の道を拳拳服膺し、以て君民一徳の聖旨に

報い奉らなくてはなりません。

第十六 日本の使命

●人類の文化

人類文化の發祥は、まづ自然の恵澤の豊かな地方に見られます。世界の歴史は、(一)黄河、揚子江流域の支那、(二)ガンデス、インドス流域の印度、(三)チグリス・ユーフラト流域のメソポタミヤ、(四)ナイル流域のエジプトに古代文化の榮えたことを教へてゐます。これらの土地は、いづれも氣候溫和、地味豊饒で、人類の生存に必要な條件を具備してゐます。

しかし、これら各地方に起つた世界最古の文化が、今日見

●東洋文化と
西洋文化

るやうな偉大な文化に達するまでには、幾千年の歳月を経て、幾多の民族が盛衰興亡の跡を重ね、幾千億萬の人間の努力が拂はれて來たことを知らなければなりません。

印度の文化は中央アジアを経て支那に入り、支那文化と合流して、更に朝鮮より我が國に傳はりました。これが東洋文化であります。一方メソポタミヤ及びエジプトの文化は、地中海を越えてヨーロッパに傳はり、ギリシヤ・ローマの文化を大成し、近世に至つて絢爛たる自然科學の花を咲かせました。これが西洋文化であります。

印度の文化は佛教がその中核をなし、支那の文化は儒教をその骨子とします。前者は深遠な哲學思想を具へ、後者

は實踐的道德思想を有してゐますが、これを一括して東洋文化として考へれば、いづれも精神文化の方面に於て、その特徴を見ることが出來ます。之に反して、自然科學を基調とする西洋文化は、どこまでも物質文化を以てその特徴とします。これらの特色にはそれと一長一短があります。が、現代は西洋の文化によつて風靡されてゐることは疑のない事實で、一五三〇年コペルニクスが地動説を主唱して以來、自然科學の研究と應用とに依る發明發見は、社會生活の態様を一變し、物質文明の長足の進歩は、近世に於ける歐洲諸國をして全世界の優者たらしめたことは、今更言ふまでもありません。

●我が國の地位

我が國は、建國以來、惟神の道を中心とした固有の文化を基調とし、印度、支那の文化を攝取して我が固有の文化と調和せしめ、否これを自家藥籠中のものとして自己の發展に資し、以て光輝ある國民文化を建設しました。更に明治維新に至つて開國進取の國是と共に西洋の物質文化が澎湃として我が國に流入し、國民は年と共にこれを吸収し咀嚼して、自家の用に共し、僅々六七十年間に西洋數世紀間の進歩に追及し、或種の方面に於ては却つて大いにこれを凌駕するに至りました。かくして今や我が國の文化は世界列強に比肩して遜色のない状態に達したことは、世界文化史上の一大異彩と見られてゐます。

●生命の進出力

採長補短は我が國民性の一大特質であります。これを以て摸倣的と見るのは外國人の皮相的な觀察で、維新開國後我が國民が成し遂げた業績は決して單なる摸倣でなく、優れた創造であります。一體世界何れの國民と雖も、我が國民ほど外國の思想文物に對して鋭敏な感覺を有するはありません。これは我が國民がその生命の進出力に於て異常に強力であるといふ特徴を有つてゐるからであります。従つて外國の文物——儒教、佛教、西洋思想——が我が國に輸入されて日本化せられるといふことの標徴は、要するにかゝる強力なる生命の内容になり切つたといふこととあります。私達は屢々この事實をば、我が國體に一致

●日本の使命

する」といふ語を以て現はします。今日、佛教は既にその發祥地たる印度に於て亡び、儒教も亦支那に於て廢滅に瀕してゐますが、我が國はよく兩者の長所を採り、その本來の精華を發揮せしめてゐます。種子は外國のものであるが、しかし、それは我が國體といふ沃地に來つて、始めてその十分なる結實を見るに至つたのであります。加ふるに、今や我が國は盛んに西洋文化の長所を採り、これを國民文化に融合させて新日本文化を建設すべき道程にあります。

之を要するに我が國の地理的位置と歴史の事情とから見て、東西文化を渾然融合してこれを我が固有の國民的理想に同化せしめ、以て総合的な世界文化を建設することは、

●太平洋時代

獨り我が國民に與へられた使命であります。

米國大統領ルーズヴェルト、嘗て揚言して曰く、「昔ローマ帝國の滅亡と共に地中海時代は終つた。大西洋文明の時代は目下その頂點にあるが、これ亦遠からず資源の枯渴を見るであらう。そしてこれに代るものは實に太平洋時代である」と。今や世界の視聽は正に太平洋に集注されてゐます。

私達は今旬日ならずして高等女學校の課程を終へ、或は直ちに家事に従事し或は更に上級學校に進むべき時となりました。その向ふ所は固より異つてゐますけれども、等しく中堅國民として、前途益々多事多端なるべき我が國の

2230 / -103

新制女子修身書

將來を擔ふべき責任の重且大なるに思を致し、切に自重自愛して、皇運扶翼の大道にいそしむ覺悟がなくてはなりません。

二四

新制女子修身書 四年制用 卷四 終

昭和十年九月二十五日印刷
昭和十年九月三十日發行

定價	
卷一	金四十一錢
卷二	金四十五錢
卷三	金四十五錢
卷四	金四十五錢

著者 勝部謙造

有所權作著



發行所 東京市日本橋區大傳馬町一丁目二番地
印發者 兼 佃 要三郎

發行所 英進社
東京市日本橋區大傳馬町一丁目二番地
振替東京七九五七七番
大坂市東區博労町五丁目
電話大阪九八二〇番

